

職場内で閲覧または
閲覧できる場所への
設置をお願いします。

健康保険委員の皆さま限定の情報誌をお届け!!



健康保険委員 だより

Vol.14

山梨支部 健康保険委員

2,557 名 (令和8年5月末時点)

山梨支部 健康宣言事業所

1,260 事業所 (令和8年5月末時点)

上記エントリー事業所のうち

▶ **25社** が山梨県の認定制度

「令和7年度やまなし健康経営優良企業認定制度」認定

▶ **142社** が国の認定制度

「健康経営優良法人2026(大規模・中小規模法人部門)」認定

目次

1

電子申請で、各種手続きが
もっと手軽に!

2

「けんぽアプリ」をご利用
ください

3

従業員様への、医療機関の
受診勧奨について

4

【山梨学院短期大学(食物栄養科)考案】
家庭でできる健康レシピ

職場の健康づくりの第一歩をお手伝いします!
まずは、「目指そう!健康事業所」に **エントリー** ください!



<詳細はこちら>



エントリー特典

※特典内容は変更となる場合がございます。

事業所の健康度が見える化!

「事業所カルテ」

事業所	健康度	生活習慣	健康度	生活習慣
山梨県庁	90.0	90.0	山梨県庁	90.0
山梨県庁	85.0	85.0	山梨県庁	85.0
山梨県庁	80.0	80.0	山梨県庁	80.0
山梨県庁	75.0	75.0	山梨県庁	75.0
山梨県庁	70.0	70.0	山梨県庁	70.0
山梨県庁	65.0	65.0	山梨県庁	65.0
山梨県庁	60.0	60.0	山梨県庁	60.0
山梨県庁	55.0	55.0	山梨県庁	55.0
山梨県庁	50.0	50.0	山梨県庁	50.0
山梨県庁	45.0	45.0	山梨県庁	45.0
山梨県庁	40.0	40.0	山梨県庁	40.0
山梨県庁	35.0	35.0	山梨県庁	35.0
山梨県庁	30.0	30.0	山梨県庁	30.0
山梨県庁	25.0	25.0	山梨県庁	25.0
山梨県庁	20.0	20.0	山梨県庁	20.0
山梨県庁	15.0	15.0	山梨県庁	15.0
山梨県庁	10.0	10.0	山梨県庁	10.0
山梨県庁	5.0	5.0	山梨県庁	5.0
山梨県庁	0.0	0.0	山梨県庁	0.0

事業所の健康度や生活習慣
を「見える化」した
カルテをお送りします。



健康情報誌

「四季の健康」



健康情報誌
「四季の健康(春夏秋冬)」
を定期的にお送りします。



「もしも」と「いつも」に安心を。

協会けんぽ

全国健康保険協会 山梨支部 ☎ 055-220-7750

1 電子申請で、各種手続きがもっと手軽に!

各種給付金の申請手続き等を、自宅や職場のパソコン、スマートフォンから行えます。システムチェックによる記載漏れの防止、郵送等のコスト削減など、「安心」・「便利」にご利用いただけます。各種手続きは電子申請をご利用ください。

「安心」



システムチェックにより、**記載漏れなどのミスが防げます。**



制度の詳細やよくある質問を画面上で確認しながら入力できるため、**正確に申請ができます。**

「便利」



郵送などにかかっていた**手間、時間、費用が削減できます。**



スマホやPCから**申請後の処理状況が確認できます。**

電子申請をご利用する際の注意点

- ①平日8:00～21:00の間にご利用いただけます。(土日祝日、年末年始12/29～1/3は利用不可)
- ②申請にあたり、事前にマイナンバーカードの取得、マイナポータルのインストールが必要です。
- ③申請できる方は、主に協会けんぽにご加入の被保険者(ご本人)様です。

※一部の申請については被扶養者(ご家族)様もご利用いただけます。
※被保険者より委任を受けた社会保険労務士の方もご利用いただけます。
※事業主様は電子申請をご利用いただけません。

- ④事業主証明等の添付書類はアップロードが必要です。

詳細はこちらをご覧ください ➡



傷病手当金、出産手当金の事業主証明の記入方法について

ポイント①

- ・申請期間における勤務状況の「年月」を記入してください。
- ・勤務状況は**出勤した日のみ○**してください。

ポイント②

- ・**出勤していない日**に対して報酬等を支給した場合に支給した日と金額を記入してください。

ポイント③

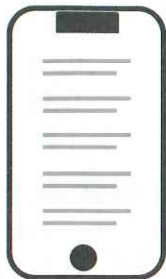
- ・事業主証明日は申請期間以降の日付を記入し、申請期間日以降にご提出ください。

2 「けんぽアプリ」をご利用ください!

協会けんぽでは、すべての加入者様とつながる「けんぽアプリ」をリリースしました。

けんぽアプリからも電子申請を利用できるほか、健康に役立つ情報もお届けします。

電子申請の画面に
直接遷移できる!



各種重要なお知らせを
見逃さなくなる!



健診の
お知らせ

保険料率

健康に役立つ
情報をお届け!



今後便利な機能も追加予定です。ぜひインストールください。

アプリの
インストールは
こちらから

Android



iOS



3 従業員様への、医療機関の受診勧奨について

事業者様へのお願い

- 健診結果で「要治療」「要精密検査」と判定された従業員様には医療機関を「必ず受診するよう」声掛けと受診状況の確認をお願いします。
- 医療機関の受診勧奨文書の例をホームページに掲載しています。ぜひご活用ください!
- 声掛けが必要な方の受診基準は、以下の通りです。
1つ以上該当する方が対象です。



血圧

収縮期血圧
160mmHg以上
または
拡張期血圧
100mmHg以上

血糖

空腹時血糖
126mg/dL以上
または
HbA1c
6.5%以上

脂質

LDL
コレステロール
180mg/dL
以上

胸部 X線検査

「要治療」
「要精密検査」と
判断された方